犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項について (通達)

## 【概要】

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)の運用については、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項について(通達)」(平成28年11月25日付け熊刑企第618号。以下「旧通達」という。)に基づき、適切に行われているところであるが、この度、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)により、法が改正されたことに伴い、警察庁から別添「「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」の改正について(通達)」(平成31年4月26日付け警察庁丙刑企発第111号)が発出された。そこで、法の運用に当たっての留意事項については、令和元年6月1日から、別添に基づき実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達 「「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用に当たっての留意事項」の改正について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。